

経済要録

国 内

◆内閣総理大臣、大蔵大臣等に 「我が国金融システムの改革」 の検討を指示

内閣総理大臣は、11月11日、大蔵大臣等に対し、金融分野の規制緩和策である「我が国金融システムの改革～2001年東京市場の再生に向けて～」の検討を指示した。その内容は以下のとおり。

1. 目標～2001年にはNY、ロンドン並みの国際市場に

(1) 優れた金融システムは経済の基礎をなすものである。21世紀の高齢化社会において、我が国経済が活力を保っていくためには、国民の資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、次代を担う成長産業への資金供給が重要。また、我が国として世界に相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に、円滑な資金供給をしていくことが必要。

このためには、1200兆円もの我が国個人貯蓄を十二分に活用していくことが不可欠であり、経済の血液の流れを司る金融市場が、資源の最適配分というその本来果すべき役割をフルに果していくことが必要。

(2) 欧米の金融市場はこの10年間に大きく変貌し、これからもダイナミックに動こうとしている。我が国においても、21世紀を迎える5年後の2001年までに、不良債権処理を進

めるとともに、我が国の金融市場がNY・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す。

これには、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、市場自体の構造改革をなし遂げ、東京市場の活性化を図ることが必要。

(3) 上記の目標を実現するため、政府・与党を挙げて、次の課題について直ちに検討を開始し、結論の得られたものから速やかに実施し、今後5年間の内に完了することとする。

2. 構造改革への取り組み～2つの課題（「改革」と「不良債権処理」）

目標達成に向けて、市場の活力を甦らせるためには、市場の改革と金融機関の不良債権処理とを車の両輪として進めていく必要がある。

(1) 改革～3原則（Free、Fair、Global）

①Free（市場原理が働く自由な市場に）

～参入・商品・価格等の自由化

②Fair（透明で信頼できる市場に）

～ルールの明確化・透明化、投資家保護

③Global（国際的で時代を先取りする市場に）

～グローバル化に対応した法制度、会計

制度、監督体制の整備

（注）以上のような抜本的な金融市場改革にあわせ、金融関係税制について、公平、中立、簡素の基本理念及び課税の適正化の観点をも踏まえ、税制全体の中で所要の検討を行う。

(2) このような徹底した構造改革は、21世紀の日本経済に不可欠なものとは言え、反面様々な苦痛を伴うもの。金融機関の不良債権を速やかに処理するとともにこうした改革を遂行していくかなければならないので、金融システムの安定には細心の注意を払いつつ進めいく必要がある。

[具体的検討項目の例]

改革～3原則（Free、Fair、Global）

- ① Free（市場原理が働く自由な市場に）
 - 新しい活力の導入（銀行・証券・保険分野への参入促進）
 - 幅広いニーズに応える商品・サービス（長短分離などに基づく商品規制の撤廃、証券・銀行の取扱業務の拡大）
 - 多様なサービスと多様な対価（各種手数料の自由化）
 - 自由な内外取引（為銀主義の撤廃）
 - 1200兆円の個人貯蓄の効率的運用（資産運用業務規制の見直しとディスクロージャーの充実・徹底）
- ② Fair（透明で信頼できる市場に）
 - 自己責任原則の確立のために十分な情報提供とルールの明確化（ディスクロージャーの充実・徹底）
 - ルール違反への処分の積極的発動
- ③ Global（国際的で時代を先取りする市場に）
 - デリバティブなどの展開に対応した法制度の整備・会計制度の国際標準化
 - グローバルな監督協力体制の確立（G7サミット・蔵相会議等で確認）

◆中央銀行研究会、「中央銀行制度の改革」をまとめる

中央銀行研究会は、11月12日、「中央銀行制度の改革—開かれた独立性を求めて—」と題する報告書をまとめ、内閣総理大臣に提出した。その内容については、『日本銀行月報』1996年12月号「中央銀行研究会報告書について」を参照。

◆日本銀行の政策・業務運営面での見直し等について

日本銀行は、11月12日、中央銀行研究会の報告書の公表を受けて、報告書に対する受け止め方や今後の政策・業務運営面での見直しのあり方等を公表した。その内容については、『日本銀行月報』1996年12月号「中央銀行研究会報告書について」を参照。

◆阪和銀行について

日本銀行は、11月21日、以下の内容の対外公表を行った。

1. 本日、阪和銀行及び大蔵省より以下の連絡を受けた。
 - (1) 阪和銀行は、バブル経済の崩壊とその後の不動産価格の低下等により資産内容の悪化が急速に進み、今般の大蔵省検査の実態把握等を通じ、償却を要する資産の額が同行の自己資本の額を大幅に上回り、自主再建が困難であることが判明した。
 - (2) このため、大蔵省では、阪和銀行の今後の業務の継続が困難となったと判断し、本日同

行に対し、銀行法第26条の規定に基づき、預金の払戻し（1億円以上の大口債務を負った預金者の債務相当額の定期性預金及び満期未到来の定期性預金を除く）以外の業務の停止を命じることとした。

（3）かかる事態に至った経営責任を明確にするため、同行の新居頭取は辞任する。

2. 一昨年来、金融機関の破綻が相次いで発生していることは誠に残念であるが、日本銀行としては、金融機関が破綻に陥った場合には処理を先送りせず、速やかに対処することが我が国金融システムの早期の機能回復につながるものと考えている。

従って、今回の阪和銀行の問題についても、このような観点に立ち、今後、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを基本として、大蔵省と協議の上、早急に抜本的な処理方策を取りまとめる所存である。具体的には、当行を整理・清算するための新銀行を設立した上で営業譲渡を行うこととし、その際、預金保険制度を活用して、預金者を保護しつつ整理・清算を円滑に進めることを基本とした処理を行うこととしたいと考えている。

3. また、阪和銀行が新銀行に営業譲渡されるまでの間、預金の払戻し資金が不足する場合には、日本銀行法第25条に基づく融資を行う等、必要資金の確保に万全を期す所存である。

4. 預金については、これまでの金融機関の破綻時において、いずれの場合にも全ての預金者が保護されたのと同様に、今回も全ての預金が保護されることとなるので、預金者におかれでは心配されることなく、良識ある行動

を取られることを強く希望する。

5. なお、大蔵省では、今回の措置により阪和銀行の健全な取引先に重大な支障が生じないよう、政府系中小企業金融機関及び民間金融機関に対し、適切な支援・協力をを行うよう要請すると聞いている。また、手形交換所規則では、業務停止期間中、手形・小切手については、銀行取引停止事由に当たる不渡り処分とならない取扱いがなされることになっている。

◆金融調査研究会、「公的金融・財政投融資改革の方向」を発表

金融調査研究会は、11月21日、「公的金融・財政投融資改革の方向—市場規律と財政規律の確立を目指して—」と題する報告書を発表した。その提言要旨は以下のとおり。

1. 提言の基本的考え方

（1）日本の金融システム全体を効率化し、現在の経済的状況により良く適合させるためには、民間金融市场の改善はもちろんのこと、公的金融・財政投融資システムの積極的な改革を進めることが不可欠。

（2）公的金融・財政投融資システムのうち、資金調達に関わる機構部分（負債サイド）の構造的な問題に対応するためには、「市場規律の貫徹」が必要。

（3）公的金融・財政投融資システムのうち、資金運用に関わる機構部分（資産サイド）の運営面、すなわちガバナンスの問題に対応するためには、「財政規律の維持」が必要。

2. 提言の具体的な内容

(1) 公的金融・財政投融資システムの負債サイドの改革（「市場規律の貫徹」）

資金調達に市場メカニズムを活用するため、以下のような改革を提案する。

① 住宅ローンの証券化

- a. 住宅金融公庫が保有する住宅ローン債権をプールし、資産担保証券を発行する。
- b. 住宅金融公庫等が民間の資産担保証券に保証等の信用補完を行う。

② 資金運用部（財投機関）債の発行

- a. 資金運用部が資金運用部債を発行し、財投原資を資本市場から直接調達する。
- b. 一定の努力・工夫をすれば市場実勢レートで資金調達可能な機関（日本開発銀行等）については、個々に債券発行を認める。
- c. 郵貯・簡保を民営化し、資金運用部（財投機関）債を引き受ける。

(2) 公的金融・財政投融資システムの資産サイドの改革（「財政規律の維持」）

ガバナンスの改善のために、国会における十分な審議と同時に、補完的なガバナンス・システムの整備として、以下のような改革を提案する。

① ディスクロージャーの徹底

- a. 公的金融・財政投融資システムに関わる全機関について、民間部門と比較可能で、かつ統一的な会計基準を導入する。
- b. 『財投白書』を作成し、定期的に発表する。

② 数量的な政策アセスメントの実施

- a. 財投対象機関の活動についてサンセット方式を導入し、政策継続の必要性について、財投対象機関の側に挙証責任を

課す。

- b. 公的金融・財政投融資による政策的目的そのものをチェックする機関を設置する。

◆東京銀行協会、外国為替円決済制度の決済リスク削減策の基本方針を決定

社団法人東京銀行協会は、11月26日、外国為替円決済制度の決済リスク削減策の基本方針を決定した。今回の決定は、同協会が今年3月に設置した外国為替円決済制度リスク検討特別部会の検討結果を受けたもので、決済リスク管理の国際的基準とされるランファルシー基準（注）を満たす内容となっている。

（基本方針）

まず、マルチラテラル・ネットティング・スキームの法的有効性の確保を挙げている。わが国では複数当事者間の債権・債務を一括して相殺することを認めることについては法的有効性が不明確なため、外為円決済制度の運営主体である同協会がセントラル・カウンター・パーティとなることによって、参加者間のマルチラテラルの関係を同協会を相手とするバイラテラルの関係に置き換えた上でネットティングを行うことにより、法的有効性を確保することとしている。

第2に、エクスポートジャーリスク削減策として、相手行より受け取る額から自行が支払う額を差し引いた金額に限度（ネット受取限度額）を設定することを各参加銀行に義務付け（現行任意）、相対ベースでの与信限度を明確にする。また、決済システム全体が被るリスク（未決済額）に

上限を課すために、参加銀行はそれぞれネットの支払い超過額に限度（仕向超過限度額）を設定する。

第3に、デフォルト発生時のファイナリティを確保するため、銀行破綻が発生した場合の決済不能額の負担ルールを、現行の破綻行に対するネット受取超過の銀行が受取超過額のシェアに応じて損失負担する方式から、破綻行に対して設定したネット受取限度額のシェアに応じて損失負担する方式に改める。さらに、参加銀行に損失負担額を保証するための一定の担保を同協会に差し入れさせることとし、担保を見合いに流動性供給銀行から一時的に流動性を供給することで決済を完了させるスキームも新設する。

このほか、基本方針では、外為円決済制度への参加資格の明定や即時処理（RTGS）モードの新設等についても盛り込んでいる。

（注）ランファルシー基準

1. ネッティングの法的有効性の確保
2. システム全体のエクスポートナーに上限を設定
3. 最大債務者の決済不能に対応（ファイナリティの確保）
4. 参加基準の明定 等

◆証券取引審議会・総合部会、証券市場改革に関する「論点整理（要約）」を発表

証券取引審議会・総合部会は、11月29日、証券市場改革に関する「論点整理」を発表した。その要旨は次のとおり。

I. 我が国証券市場の現状と問題点

- 我が国金融・資本市場に期待される役割は、人口の高齢化を控え個人の金融資産が1200兆円に上るなど、資産の効率的な運用に軸足が大きく移るべき時期に来ている。また、積極的なリスク負担を伴う様々な新規産業への資金供給が重要な課題となっている。
- こうした役割は、銀行の預貸を中心とした伝統的な間接金融システムでは十分果たし得ない。証券市場が新時代の資金仲介の担い手として期待されるが、我が国証券市場の現状は、そうした期待に沿っていない。
- 我が国証券市場は、行政のあり方を含む市場の規制の枠組みや会計制度・税制・法制といった市場のインフラに止まらず、市場関係者それぞれについて、広範な問題を抱えている。市場の抜本的かつ総合的な改革が要請されている。
- 株式を保有することが倫理的に問題視されるような風潮から脱却し、証券市場を国民共有の財産として育てていくべきである。

II. 改革の目標と手順

- 改革の5つの目標
 - (1) 証券市場を資金仲介の主役に…金融仲介の中核となる市場
 - (2) 「東京市場」の復権を…ニューヨーク、ロンドンと並ぶ三大金融センター
 - (3) 21世紀にも通用する枠組みを…証券業を21世紀のリーディング産業に
 - (4) すべての人に開かれた市場を…利用者本位かつ国民に身近な市場
 - (5) 公正・透明な、信頼感ある市場に…信頼される公正な市場

○ 改革の手順

- (1) 総合的なパッケージとする必要
- (2) 21世紀初頭には概ね全ての改革を完了することを目標とすべき
- (3) バブル崩壊に伴う問題への取り組みも同時に進めていく必要

III. 具体的な改革

- 具体的な改革措置は、次のような方向性をもったものとなろう。
(多様な選択ができる)
市場利用者のニーズの多様化に幅広く応えていける仕組みの構築を目指す
(利用者を引きつける魅力がある)
付加価値の高い、魅力と競争力のある市場を目指す
(公正で信頼されること)
リスクから投資家を遠ざけるのではなく、リスクを周知徹底させることにより、信頼を高めることを目指す
- 具体的には、商品、市場、仲介者の各般にわたり、以下のような課題について、検討する必要がある。
- ここに掲げた以外の項目も検討を妨げない。

1. 投資対象=（魅力ある投資対象の提供）

多様なニーズを持つ投資家に対し、低廉なコストで魅力ある、競争力ある商品を提供することを通じ、多様な選択肢を与えていく。

[具体的検討項目]

- 商品の多様化（デリバティブ商品、有価証券の定義）
- 投資信託（利便性の向上、商品の多様化、

販売チャネルの拡充）

- 企業活力の向上（A B S、M T N、ストック・オプション等）
- 株式の魅力の向上（配当性向、配当課税、利益消却のための自己株取得、持合い等）
- 情報提供の充実（適時開示の徹底とI Rの促進）
- 商品供給コストの削減（有価証券取引税、手数料）

2. 市場=（信頼できる効率的な取引の枠組みの提供）

国内各市場間の競争を促進することにより、我が国市場全体としての競争力と機能の強化を図り、市場の利用者の多様なニーズに応えていく。

[具体的検討項目]

- 取引形態の多様化と各取引形態の競争関係（取引所集中義務の見直し、店頭市場の位置づけの見直し、未上場・未登録株の扱いの見直し）
- 取引・気配情報へのアクセス
- 流通・決済制度等のインフラ整備（証券取引・決済制度の整備、貸株市場の整備、店頭市場の流通面での改善、債券流通市場の改善）
- 上場・公開等に関わる諸規制・諸慣行の見直し
- ディスクロージャーの整備
- 監視・処分及び紛争処理体制の充実
- 投資家啓蒙活動
- 電子化への対応（インターネットを利用した証券取引への対応、ディスクロージャーの電子化）

3. 市場仲介者（証券会社、資産運用業者）＝ (高い付加価値を持った多様な資産運用サー ビスの提供)

21世紀の証券市場にあっては、市場仲介者の役割も質的に変化していく。証券会社が業務の多角化・差別化を進めていくのが可能となるような枠組みを整備するとともに、資産運用業の強化を図っていく。

今後の行政は、個々の仲介者や取引の安全性を追求するのではなく、明確なルールの厳正かつ機動的な運用により、市場機能が適正に發揮

されることに主眼をおくべきであろう。

[具体的検討項目]

- 手数料自由化
- 業務の多角化
- 持株会社の活用
- 資産運用業（投資顧問、投資信託）の強化
- アナリスト、評価機関、ファイナンシャル・プラナーの役割
- 証券会社の健全性チェックの充実
- 仲介業者の参入・退出のあり方
- 破綻処理制度等

◆現行金利一覧 (8年12月16日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.5	8.12.11 (2.7)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.00	8.12.11 (3.10)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.00	8.12.11 (3.10)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.90	8.12.11 (3.00)
(期間5年~7年)	2.95	8.12.11 (3.05)
(期間7年以上)	3.00	8.12.11 (3.10)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(8年12月16日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈12月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 2.751 2.8 100.38 2.848 2.9 100.40
割引国債(5年)		〈11月債〉 応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 2.016 1.635 90.50 2.300 1.862 89.25
政府短期証券(60日)		〈7年9月13日発行分～〉 〈7年7月31日発行分～〉 応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	0.374 0.375 99.9384 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)		〈12月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 2.864 2.8 99.50 2.964 2.9 99.50
公募地方債(10年)		〈12月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 2.877 2.8 99.40 2.977 2.9 99.40
利付金融債(3年物)		〈12月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 1.100 1.1 100.00 1.300 1.3 100.00
利付金融債(5年物)		〈12月債〉 応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 1.600 1.6 100.00 1.800 1.8 100.00
割引金融債		〈12月後半債〉 応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈12月前半債〉 0.502 0.411 0.49 99.51 0.502 0.411 0.49 99.50

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ EUの為替相場メカニズム(ERM)内の伊リラ介入履行義務が復活

EU加盟国蔵相・中央銀行総裁会議は、11月

24日、伊リラのERM(Exchange Rate Mechanism)内の介入履行義務を25日より以下の条件で復活することを承認した。イタリアは、1992年9月17日以降ERMにおける介入履行義

ERM加盟通貨相互間の中心レートと上・下限レート(1996年11月25日実施)

	ベルギー ルクセンブルグ フラン(B/L. fr.)	デンマーク クローネ(D. kr.)	ドイツ マルク(DM)	スペイン ペセタ(Sp. pes.)	フランス フラン(Fr. fr.)	アイルランド ポンド(Irish pound)	イタリア リラ(Lir.)	オランダ ギルダー(Fl.)	オーストリア シリング(OS.)	ポルトガル エスクード(Esc.)	フィンランド マルカ(FIM.)
B. / L. fr.	上限		21.4747	5.63000	478.944	18.8800	2.33503	5573.60	6.34340	39.6089	577.090
100ペルギー ルクセンブルグ フランにつき	中心		18.4938	4.84837	412.461	16.2608	2.01090	4799.91	5.46286	34.1107	496.984
	下限		15.9266	4.17500	355.206	14.0050	1.73176	4133.60	4.70454	29.3757	428.000
D.kr.	上限	627.880		30.4450	2,589.80	102.100	12.6261	30138.0	34.3002	214.174	3,120.50
100クローネ につき	中心	540.723		26.2162	2,230.27	87.9257	10.8734	25954.2	29.5389	184.444	2,687.31
	下限	465.665		22.5750	1,920.70	75.7200	9.36403	22351.0	25.4385	158.841	2,314.30
DM	上限	2,395.20	442.968		9,878.50	389.480	48.1696	114956	115.2350	816.927	11,903.3
100マルク につき	中心	2,062.55	381.443		8,507.18	335.386	41.4757	99000.4	112.673	703.550	10,250.5
	下限	1,776.20	328.461		7,326.00	288.810	35.7143	85259.0	110.1675	605.877	8,827.70
Sp. pes.	上限	28.1525	5.20640	1.36500		4.55780	0.566120	1351.30	1.53793	9.60338	139.920
100ペセタ につき	中心	24.2447	4.48376	1.17548		3.94237	0.487537	1163.72	1.32445	8.27008	120.493
	下限	20.8795	3.86140	1.01230		3.39510	0.419859	1002.20	1.14060	7.12200	103.770
Fr. fr.	上限	714.030	132.066	34.6250	2,945.40		14.3599	34276.0	39.0091	243.586	3,549.00
100フランス Francにつき	中心	614.977	113.732	29.8164	2,536.54		12.3666	29518.3	33.5953	209.773	3,056.35
	下限	529.660	97.9430	25.6750	2,184.40		10.6500	25421.0	28.9381	180.654	2,632.10
Irish pound	上限	57.7445	10.6792	2.80000	238.175	9.38950		2771.70	3.15450	19.6971	286.983
1アイルランド ボンドにつき	中心	49.7289	9.19676	2.41105	205.113	8.08631		2386.95	2.71662	16.9629	247.145
	下限	42.8260	7.92014	2.07600	176.641	6.96400		2055.61	2.33952	14.6082	212.838
Lir.	上限	24.1920	4.47400	1.17290	99.7800	3.93379	0.486472		1.32156	8.25219	120.240
100リラ につき	中心	20.8337	3.85294	1.01010	85.9311	3.38773	0.418944		1.13811	7.10655	103.541
	下限	17.9417	3.31810	0.869900	74.0000	2.91750	0.360789		0.980132	6.12032	89.1700
Fl.	上限	2,125.60	393.105	90.7700	8,767.30	345.650	42.7439	102027		725.065	10,564.0
100ギルダー につき	中心	1,830.54	338.537	88.7526	7,550.30	297.661	36.8105	87864.7		624.417	9,097.55
	下限	1,576.45	291.544	86.7800	6,502.20	256.350	31.7007	75668.0		537.740	7,834.70
OS.	上限	340.420	62.9561	16.5050	1,404.10	55.3545	6.84544	16339.0	18.5963		1,691.80
100シリング につき	中心	293.163	54.2170	14.2136	1,209.18	47.6706	5.89521	14071.5	16.0149		1,456.97
	下限	252.470	46.6910	12.2410	1,041.30	41.0533	5.07688	12118.0	13.7918		1,254.70
Esc.	上限	23.3645	4.32100	1.13280	96.3670	3.79920	0.469841	1121.50	1.27637	7.97000	
100エスクード につき	中心	20.1214	3.72119	0.975561	82.9927	3.27188	0.404620	965.805	1.09920	6.86356	
	下限	17.3285	3.20460	0.840100	71.4690	2.81770	0.348453	831.700	0.946611	5.91086	
FIM.	上限	787.830	145.699	38.1970	3,249.50	128.107	15.8424	37816.0	43.0378	268.735	3,915.40
100マルカ につき	中心	678.468	125.474	32.8948	2,798.41	110.324	13.6433	32565.8	37.0636	231.431	3,371.88
	下限	584.290	108.057	28.3280	2,410.00	95.0096	11.7494	28045.0	31.9187	199.305	2,903.80

務を放棄し、実質的にはＥＲＭ離脱となっていた。

なお、ＥＲＭ参加国は、ＥＵ加盟国のうち、ギリシャ、英国、スウェーデンを除く12か国。

- (1) 伊リラの対ＥＣＵ中心レートは1ＥＣＵ＝1906.48リラ（対独マルク中心レートは1DM＝990リラ）。
- (2) 各通貨との変動許容幅（2国通貨間相場の中心レートからの変動許容幅）が、独マルク、オランダ・ギルダー間を除く既存の他通貨間と同様に下記の中心レート比±15%となるように運営する。

◆ブンデス銀行、レポ取引を最低準備制度の対象債務から除外する旨、決定

ブンデス銀行は、12月5日の中央銀行理事会において、以下の措置を決定、発表した。

- (1) レポ取引^(注)に基づく金融機関の債務のうち、以下の条件を満たすものを、最低準備制度の適用対象債務から除外する。

- ①期間1年以内
- ②レポ玉が上場有価証券であること
- ③レポ玉が、金融機関が自ら発行した証券でないこと

(注)ここでいうレポ取引とは、資金運用者側（金融機関に対し資金を放出し、レポ玉を受け取る側）が金融機関に対してレポ玉を返還する義務（repurchase agreement）があり、バランスシート上、当該玉はレポ期間を通じて金融機関の資産に計上され続ける取引をいう（ブンデス銀行制定の最低準備規則）。

- (2) 本措置の実施時期は、1997年1月1日からとする。

◆英国政府、1997年度予算案および経済見通しを発表

英国政府は、11月26日、1997年度（1997年4月～98年3月）予算案およびその前提となる経済見通し等を発表した（同日クラーク蔵相が「予算演説」を実施）。その概要は以下のとおり。

1. 経済見通し

	1995年 実績	96年見込み		97年見通し	
		前回	前回	前回	前回
実質ＧＤＰ	2.5	2.5	2.5	3.5	3.25
個人消費	2.0	3.0	3.25	4.25	4.25
政府消費	1.5	1.0	0.5	0.75	0.75
総固定資本形成	△0.25	3.0	3.0	6.25	5.5
輸出等	7.75	6.25	6.0	5.75	5.75
輸入等	4.0	7.0	7.5	6.75	5.75
製造業生産	2.25	0.25	1.25	3.0	3.0
経常収支	<△40><△22.5><△35><△42.5><△15>				
小売物価(第4四半期)	2.9	3.0	2.5	2.5	2.25
財政収支(年度ベース)	<△315><△265><△270><△190><△230>				
同GDP比	△4.5	△3.5	△3.5	△2.5	△3.0

- (注) 1. 見通しは、0.25%または5億ポンド刻みの概数。
2. 前回見通しは、1996年7月の夏季政府経済見通しにおける計数。
3. 小売物価はモーゲージ金利を除いたベース。

2. 財政政策

1997年度予算案について、歳出面では、教育、医療等に重点的に資金を配分しているが、全体としては政府支出のＧＤＰ比を引き下げる方針（1996年度40.5%→40%以下）。また、歳入面では、昨年に引き続き個人所得税の減税を実施するほか、中小企業向けの法人税率を引き下げる方針であるが、その一方、ガソリン税、たばこ税、自動車利用税等の引き上げを実施する方針。

この結果、財政赤字（名目GDP比）は、歳出抑制や景気拡大に伴う税収増により、1996年度の3.5%から1997年度には2.5%へと縮小する見通し。

3. 金融政策

中期的な政府のインフレ目標値（モーゲージ金利を除いたベースの小売物価、前年比2.5%以下）の達成を目指した金融政策運営を継続。

◆韓国政府、外国投資信託会社の参入基準緩和を発表

韓国政府（財政経済院）は、11月27日、外国投資信託会社の参入基準緩和を発表した。具体的な内容は、以下のとおり。

① 資格基準の弾力適用

従来、10年以上の投資信託業経験が要件とされていたが、これを弾力化し、当該外国投資信託会社の親会社やグループ内の系列会社が10年以上の投資信託業経験を有する場合も適格とする。

② 外国企業の出資比率規制の撤廃

合弁で投資信託会社を設立する場合、従来30%以下とされていた外国企業1社当たりの出資比率規制を原則的に撤廃する。

ただし、外国企業合計での出資比率を49%以下とする基準は、1998年12月まで継続する予定。

③ 支店・合弁会社設立に際しての政府審査の撤廃

◆韓国議会、O E C D 加盟を承認

韓国議会は、11月26日、同国のO E C D（経済協力開発機構）への即時加盟を賛成多数で承認した。

◆台湾、対内株式投資規制を緩和

台湾中央銀行と財務部（大蔵省に相当）は、11月20日、金融自由化の一環として、海外投資家による対内株式投資規制の緩和を実施した。概要は、以下のとおり。

- ① 海外投資家1人当たりの銘柄ごとの株式取得上限比率を従来の7.5%から10.0%に引き上げる。
- ② 海外投資家全体による銘柄ごとの株式取得上限比率を従来の20.0%から25.0%に引き上げる。

◆台湾政府、1997年の実質G D P成長率見通しを発表

台湾政府（行政院主計処）は、11月22日、1997年の実質G D P成長率見通し（前年比+6.2%）とC P I見通し（同+3.0%）を発表した。

なお、併せて1996年の実質G D P成長率見通しを8月時点の同+5.9%から下方修正し、同+5.7%とした。

◆香港、返還後の初代行政長官に董建華氏を選出

12月11日、香港返還後の初代行政長官を選出する推薦委員会による選挙が行われ、董建華氏

(大手海運会社、オリエント・オーバーシーズ社前会長)が選出された。

◆香港、RTGS稼働を開始

香港では、12月9日、銀行間決済システムにおけるRTGS(即時グロス決済)の稼働が開始された。これに伴い、市中銀行はすべて香港金融庁(HKMA)に決済口座を持ち、オンライン・ネットワークで銀行間決済が行われるなど現行制度の変更が行われた。

◆タイ中央銀行、1996年の実質GDP成長率見通しを下方修正

タイ中央銀行は、11月28日、1996年実質GDP成長率見通しを7月時点の前年比+7.8%から同+7.0%近傍に下方修正した。

◆インドネシア中央銀行、手形再割利率を引き下げ

インドネシア中央銀行は、12月5日、金融市场証券(SBP)の買入レートを短期中心に0.5%引き下げた。

インドネシア中央銀行は、公開市場操作の手段として、中央銀行証券(SBI)発行による通貨吸収、金融市场証券(SBP=銀行・金融会社発行の約束手形、同引き受けの企業発行為替手形等の短期証券)の買い取りによる通貨供給等を行っており、このうちSBPの買入レートが一種の公的金利指標となっている。

◆中国、IMF8条国に移行

中国は、12月1日から経常取引に関する為替取引の完全自由化を実施し、IMF8条国に移行した。

◆中国共産党・国務院、中央経済工作会议を開催

中国共産党と国務院は、11月21日から24日にかけて、中央経済工作会议を開催し、以下の5点を主な内容とする1997年経済運営等に関する方針を決定した。

- ① 農業部門の強化
- ② 国有企業改革の推進(大規模国有企業への梃子入れ、国有企業の経営者に対する考課の実施、社会保障制度の整備等)
- ③ 「適度な引き締め」の金融・財政政策の実施
- ④ 対外開放政策の堅持
- ⑤ 最低賃金制度の整備等による貧困の是正

◆オーストラリア準備銀行、政策金利を引き下げ

オーストラリア準備銀行は、11月6日と12月11日の2度にわたり、オフィシャル・キャッシュ・レート(公定歩合に相当)を0.5%ずつ引き下げた(11月6日:7.0%→6.5%、12月11日:6.5%→6.0%)。